

災害ごみの受入れについて

令和7年10月1日に発生した大雨による災害ごみ（水に浸かった家財等）について、塩竈市では以下のとおりごみの受入れを行います。

受入期間や受入可能なごみの種類をよく確認し、指定する施設へ搬入してください。

1. 受入期間 令和7年10月2日(木)から令和7年10月24日(金)まで(予定)

2. 受入場所 【不燃ごみ及び粗大ごみ】

塩竈市廃棄物埋立処分場（利府町赤沼字中倉21番地1）

【可燃ごみ】

塩竈市清掃工場（塩竈市字杉ノ入裏39番地47）

3. 受入時間 午前8時30分 ～ 午後4時00分 （平日のみ）

4. 必要書類 税務課で発行する「り災届出証明書」

5. 受入可能なごみの種類

大雨により発生したごみに限ります。（ブラウン管テレビ、タイヤ等は受け入れておりません！）品目ごとに分別して搬入してください。

区 分	品 目
不燃ごみ	ガラス、せともの類（コップ、皿類）、家電類（家電4品目を除く） パソコン、モニタ
粗大ごみ	家具類（タンス、テーブル、椅子、棚）
家電4品目	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン
可燃ごみ	布類、布団

など

6. 搬入条件
- ・災害ごみは自己搬入してください。自己搬入できない方は、一般廃棄物収集運搬許可業者等について依頼して搬入してください
 - ・受入期間内に発行した「り災届出証明書」を受付に必ず提示してください。
 - ・現場作業員の誘導により、分別種類ごとに指定された場所に荷降ろしをしてください。



【お問い合わせ】 市民生活部環境課クリーン対策係
☎022-365-3377